

## 役員報酬金額決定時に注意すべき所得制限額等

収入・所得金額によって、補助金の減額、負担金の増加になる場合がありますので参考にしてください。  
(平成 27 年度より導入される高校授業料無償化の所得制限が 900 万円になるかは現在未定)

給与収入等へ換算	所得制限額等	制度名	制度内容等
833.3 万円～ 1042.1 万円 (扶養人数による)	622 万円～ 812 万円 (扶養人数による)	<b>児童手当</b> (岡山市) <a href="http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00108.html">http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00108.html</a>	受給者(生計中心者)の所得が所得制限基準額未満の方は、 <u>児童手当が支給</u> されます。 また、所得制限基準額以上の方は、当分の間、特例給付が支給され ます。
(70 歳未満の場合 :上位所得者) 標準報酬月額 53 万円		<b>高額療養費</b> <a href="http://www.kyodokai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3170/sh31709-1945-268">http://www.kyodokai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3170/sh31709-1945-268</a>	上位所得者(70 歳未満)や現役並み所得者(70～74 歳)となると、 <u>医療費の自己負担限度額が高</u> くなります。
520 万円未満 (夫婦合計・年) 383 万円未満 (単独・年)		<b>医療費 一割負担</b> <a href="http://www.kyodokai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3180/sh3183-1973-6414">http://www.kyodokai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3180/sh3183-1973-6414</a>	70～74 歳の被保険者の方について、現役並み所得者と判定される場 合は <u>医療費の自己負担が 3 割</u> になります。
基本月額(厚生年 金)+月額(給与) =28 万円以下		<b>在職老齢年金</b> (60～64 歳) <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5284">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5284</a>	基本月額(加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額) と総報酬月額相当額((その月の標準報酬月額※)+(その月以前 1 年 間の標準賞与額※の合計)÷12)の合計が <u>28 万円を超える場合</u> 、老 齢厚生年金の支給は <u>一部または全額停止</u> になります
基本月額(厚生年 金)+月額(給与) =46 万円以下		<b>在職老齢年金</b> (65 歳以後) <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5289">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5289</a>	基本月額(加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額) と総報酬月額相当額((その月の標準報酬月額※)+(その月以前 1 年 間の標準賞与額※の合計)÷12)の合計が <u>46 万円を超える場合</u> 、老 齢厚生年金の支給は <u>一部または全額停止</u> になります。
	所得税額 41.3 万円 未満は 15 段階で区 分される	<b>保育料</b> (岡山市) <a href="http://www.city.okayama.jp/hofuku/hoiku/hoiku_00014.html">http://www.city.okayama.jp/hofuku/hoiku/hoiku_00014.html</a>	前年度の所得により保険料が決定されます。
約 425 万円～ 約 597 万円 (扶養人数による)	約 286 万円～ 約 425 万円 (扶養人数による)	<b>私立幼稚園就園 奨励費補助金</b> (岡山市) <a href="http://www.city.okayama.jp/content/000156652.pdf">http://www.city.okayama.jp/content/000156652.pdf</a>	岡山市が、市内に居住する幼児を私立幼稚園へ通園させている保護 者に、各私立幼稚園を通じて就園奨励(保育料・入園料の減免に対する 助成)を行っています。 所得金額により助成金が決定されます。
500 万円未満 (世帯合計・年)		<b>私立高等学校納 付金減免補助金</b> (岡山県) <a href="http://www.pref.okayama.jp/qa/detail-81814.html">http://www.pref.okayama.jp/qa/detail-81814.html</a>	高等学校等就学支援金を受給してもなお、経済的理由により修学に 困難をきたす生徒について、その負担の軽減を図るため、授業料も含 めた納付金の減免を行う学校法人に補助します。支給基準は、 <u>年収 250 万円未満程度の世帯については年額 81,600 円以内、年収 250～350 万 円未満程度の世帯については年額 48,000 円以内、年収 350～500 万円 未満の世帯については年額 24,000 円以内を助成すること</u> としていま す。
生計を維持されて いた遺族の 収入額 850 万円未満 (年)	生計を維持されて いた遺族の 所得額 655.5 万円未満 (年)	<b>遺族厚生年金 中高齢加算</b> <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5114-51.html">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5114-51.html</a> <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5111">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5111</a>	被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されてい た遺族に対して発生します。「生計を維持されていた遺族」とは、死 亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって年 収 <u>850 万円以上にならないと認められること</u> 、という 2 つの要件を満 たす遺族をいいます。
生計を維持されて いた対象者の 収入額 850 万円未満 (年)	生計を維持されて いた対象者の 所得額 655.5 万円未満 (年)	<b>加給年金</b> <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5224">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5224</a>	厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方または中高齢の資格 期間の短縮の特例を受ける方が、定額部分支給開始年齢に達した時点 で、その方に生計を維持されている一定の要件を満たす対象者がいる 場合に支給されます。